

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定める額の一部改正(四八二・人事課)	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(四八三・福祉政策課)	1
生活保護法による医療機関の指定(四八四・福祉政策課)	2
生活保護法による施術者の指定(四八五・福祉政策課)	2
麻しん及び日本脳炎予防接種を行う医師の辞退(四八六・健康対策課)	3
道路の供用開始(四八七・道路課)	3
公告	
土地改良事業工事の完了の届出(山本地域振興局農林部)	3
県営土地改良事業工事の完了(山本地域振興局農林部)	3
県営土地改良事業工事の完了(仙北地域振興局農林部)	3
市町村営土地改良事業の施行の同意(平鹿地域振興局農林部)	3

## 告示

秋田県告示第四百八十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定める額(平成四年秋田県告示第五百九十二号)の一部を次のように改正する。

この告示による改正後の表の規定は、平成十七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日

前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成十七年五月十三日

表を次のように改める。

秋田県知事 寺田典城

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、三三三円	一三、三〇一円
二十歳以上二十五歳未満	五、一五〇円	一三、三〇一円
二十五歳以上三十歳未満	五、九七九円	一三、三六七円
三十歳以上三十五歳未満	六、七〇一円	一六、五六二円
三十五歳以上四十歳未満	七、一九三円	一九、五五三円
四十歳以上四十五歳未満	七、三〇九円	二一、九二六円
四十五歳以上五十歳未満	七、一六四円	二三、一八四円
五十歳以上五十五歳未満	六、六二二円	二三、六〇九円
五十五歳以上六十歳未満	六、一二七円	二三、六〇七円
六十歳以上六十五歳未満	四、三七〇円	二〇、六四八円
六十五歳以上七十歳未満	四、一六〇円	一四、三六六円
七十歳以上	四、一六〇円	一三、三〇一円

秋田県告示第四百八十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次のと

おり指定医療機関から事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十七年五月十三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
長沼医院	長 沼 康 博	男鹿市船越字本町十三番地五	平成十七年三月三十一日
広小路薬局	有限会社 表取締役 エムエス商事 代	大仙市刈和野字清光院後四十二番地の二十六	平成十七年三月三十一日

秋田県告示第四百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一

号の規定に基づき、告示する。

平成十七年五月十三日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
イオンスーパーセンター本 庄店薬局	イオン株式会社 代表 執行役	本荘市石脇字田中百三十八番地	調剤薬局	平成十六年十月一日
広小路薬局	有限会社 「マシー」 代表取締役 サトウフア	大仙市刈和野字清光院後四十二 二十六	調剤薬局	平成十七年四月一日

秋田県告示第四百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施設を担当させる施術者を次のとおり指定

したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十七年五月十三日

秋田県知事 寺田典城

氏 名	住 所	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	業務の種類	指 定 年 月 日
門 田 充	山本郡藤里町藤琴字家の後百十三	門田整骨院	山本郡藤里町藤琴字家の後百十三	柔道整復	平成十七年一月四日

秋田県告示第四百八十六号  
 各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しん予防接種及び日本脳炎予防接種については、次の医師から当該業務を行うことについて辞退があったので、予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第四条第二項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年五月十三日

秋田県知事 寺田典城

医師氏名	予防接種を行う主たる場所		辞退年月日
	医療機関名	所在地	
小泉 林	小泉医院	秋田市土崎港中央 四丁目十番十八号	平成十七年四月十八日

秋田県告示第四百八十七号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十七年五月十三日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	能代五城目線	山本郡山本町森岳字長田七二番一地从先から 字岩瀬一九〇番一地从先まで

- 一 供用開始の区間
- 二 供用開始の期日 平成十七年五月十六日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路課
- 期間 平成十七年五月十三日から同月二十六日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、

二ツ井町長から土地改良事業（小掛七折地区基盤整備促進事業）に係る工事が平成十七年四月六日完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年五月十三日

秋田県知事 寺田典城

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年五月十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 県営土地改良事業（下漆原地区ため池等整備事業）  
完了年月日 平成十七年三月二十三日
- 二 県営土地改良事業（芹沢地区土地改良総合整備事業）  
完了年月日 平成十七年三月三十一日

県営土地改良事業（角間川地区担い手育成基盤整備事業）につき、その工事を平成十六年三月二十九日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年五月十三日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平鹿町から協議があった土地改良事業（平鹿地区むらづくり交付金事業）の施行について、平成十七年五月六日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年五月十三日

秋田県知事 寺田典城

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

発行所 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号

印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄